

保護者様

群馬県立前橋工業高等学校長

学校において予防すべき感染症と出席停止について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、学校では、集団で教育活動に取り組む場面が多く、感染症の流行しやすい環境とも言えます。そのため、学校保健安全法が定められ、学校における感染症の流行を防いでいます。

そこで、感染症が発生した際には、教育活動上大きな影響を及ぼすこととなり、出席停止等の措置を取らざるを得ない場合もあります。

つきましては、下記の学校において予防すべき感染症の種類と対応について、ご理解とご協力をお願いいたします。

1(1)第一種の感染症

- ①病名 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリアおよび重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
※新型インフルエンザ等感染症は第一種の感染症とみなす。

- ②出席停止期間 治癒するまで出席停止

(2)第二種の感染症

①病名	②出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 出席停止期間は基準であり、主治医の証明があればこの限りではありません。

(3)第三種の感染症

- ①病名 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎
- ②出席停止期間
病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。

2 再登校における留意点

左記の感染症にかかり、完治後再登校する際には、次の「治癒証明書」を医療機関で記入していただき、担任を通して保健室に提出してください。尚、出席停止期間は欠席扱いになりません。

3 治癒証明書

群馬県立前橋工業高等学校長 様

治癒証明書

____年 ____科 ____氏名_____

上記の者は(____)のため出席停止となっております

おりましたが、治癒しましたので、令和 ____年 ____月 ____日より登校可能と認めます。

※出席停止期間(____月 ____日 ~ ____月 ____日まで)

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名・医師名